

「秋田中央地域ごみ処理広域化協議会」を構成する
 秋田市・男鹿市・由利本荘市・潟上市・五城目町・八郎潟町・井川町・大潟村の8市町村は、

ごみ処理の広域化を進めます



秋田市 男鹿市 由利本荘市 潟上市



五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村

- ・現在、秋田市、潟上市、八郎湖周辺清掃事務組合（構成市町村：男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）および由利本荘市は、それぞれがごみの焼却（溶融）施設を運営しています。
- ・各施設が稼働から長期間経過し、その建替が課題となっていますが、人口減少が進む中で持続可能なごみ処理体制の構築を目指し、8市町村で「秋田中央地域ごみ処理広域化協議会」を構成し、当該地域の焼却ごみの広域的な処理に向けて、協議を進めています。
- ・広域的な処理の開始は、秋田市が新ごみ処理施設の稼働を目指す令和17年度を予定しています。
- ・本パンフレットでは、ごみ処理広域化を進める背景や、そのメリット、そのポイントについてお示しいたします。

【目次】

| | |
|------------|----------|
| ごみ処理広域化の背景 | →2 ページ上段 |
| メリット | →2 ページ下段 |
| ポイント | →3～4 ページ |

図1 ごみ広域処理区域図 引用：国土地理院地図

ポイント④ すべての自治体で家庭ごみ（燃えるごみ）有料化を継続または実施します

- ・日常生活から出るごみの大半を占める家庭ごみ（燃えるごみ）の有料化は、経済的動機付けによるごみ減量手法として有効です。
- ・広域処理を実施するすべての自治体で今後も有料化を継続または実施することで、ごみ減量による循環型社会の実現を目指します。

ポイント⑤ ごみ処理にかかる費用負担は、協議会で協議し決定します

- ・ごみ広域処理開始により、秋田市の新ごみ処理施設で、エリア内の家庭ごみ（燃えるごみ）を処理することになります。
- ・このことにかかる費用負担方法については、協議会（秋田中央地域ごみ処理広域化協議会）での協議を経て、決定することとします。

ごみ処理広域化の詳細についてお問合せは

【あなたのまちのお問合せ先】
 潟上市市民生活部地域づくり課
 〒010-0201 潟上市天王字棒沼台226番地1
 TEL 018-853-5370
 E-mail kankyuhosen@city.katagami.lg.jp

潟上市 ごみ処理広域化
 ↑検索
 「秋田中央地域ごみ処理広域化基本計画」の詳細や、最新の情報はHPで確認できます。

ごみ処理広域化の背景

人口減少

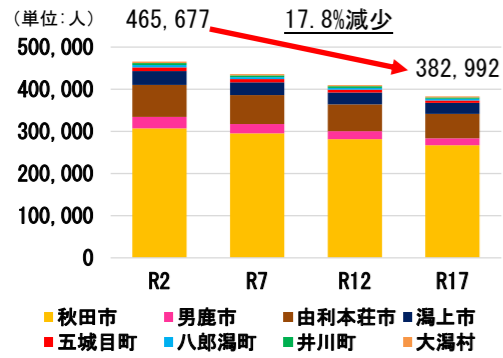


図2 区域内人口の見込み

(R2は住民基本台帳人口の実績値。R7・R12・R17は、国立社会保障・人口問題研究所が公表する推計値)

・広域化を計画する地域では、人口減少が進み、より効率的な行政運営が求められます。R17までは、R2年度比で17.8%の人口減少が想定されています。

ごみ排出量の減少

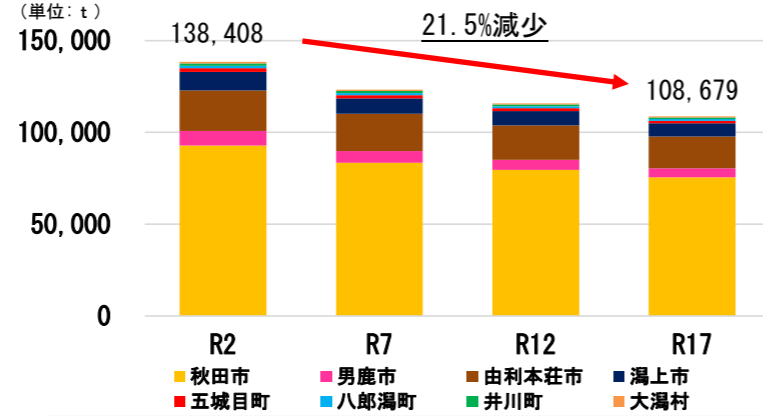
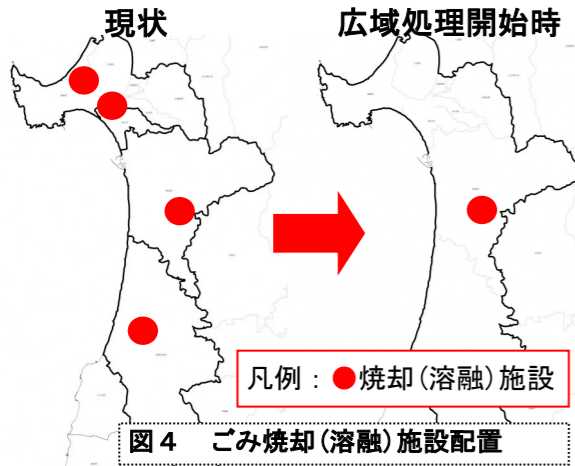


図3 区域内家庭ごみ・燃えるごみ排出量の見込み

(R2実績、R7・R12・R17推計【実績に将来人口を乗じ推計】)

・広域化を計画する地域では、人口減少によるごみ排出量の減少も見込まれます。R17年度推計値は、R2年度比で約21.5%家庭ごみ・燃えるごみの排出量減少を見込みます。このほか、ごみ減量も進めることから、より効率的なごみ処理が求められます。

ごみ処理広域化のメリット



焼却(溶融)施設の集約化

・広域処理開始を目指す令和17年度(2035)には、域内のごみ焼却(溶融)施設を、現在の4施設から1施設へ集約します。

- 秋田市総合環境センター (平成14年、2002)
 - 湯上市クリーンセンター (昭和59年、1984)
 - 八郎湖周辺クリーンセンター熱回収施設 (平成20年、2008)
 - 本荘清掃センター焼却施設(平成6年、1994)
- 集約 (括弧内は稼働開始)

建設費の比較によるメリット

・小さな焼却施設をそれぞれ複数建設する場合よりも、大きな焼却施設※を建設する場合は建設費にスケールメリットがはたらくこととなります。

・専門コンサルタントへの比較検討のための試算(令和6年9月段階での試算)によると、それぞれ4施設建て替えた場合は、建設費が605.6億円かかるのに対し、1施設に集約化した場合は、338.9億円であるという結果がでました。(令和7年7月段階では、370.7億円と試算されています。)

※新施設の焼却処理方式(溶融、ストーカ式など)は、今後検討されます。

・国もごみ処理の広域化を進めており、広域処理する施設整備には、国の交付金を活用できます。

・近年は建設費が高騰しており、実際の事業費は、今後試算されます。

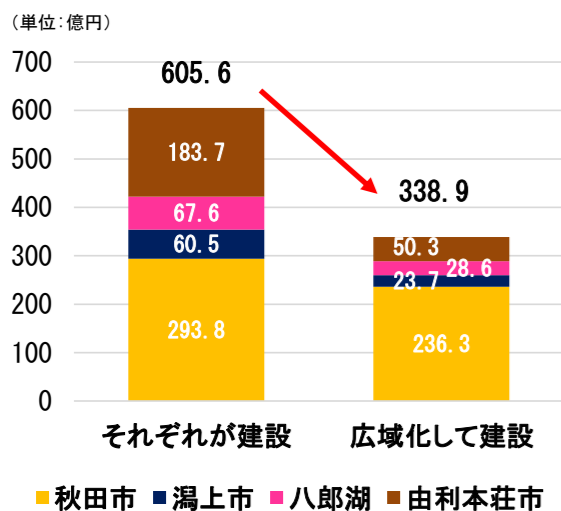


図5 ごみ焼却施設建設費(令和6年9月段階)比較検討のための試算

ポイント①

ごみは、これまで同様ごみ集積所に排出できます

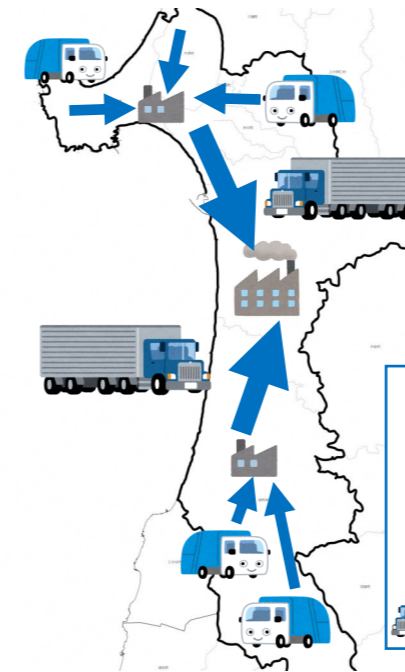


- ・ごみ処理広域化後も、家庭から出るごみは、ご自宅近くのごみ集積所に排出できることに、変更はありません。
- ・自己搬入先もこれまでと同様を予定しています。(由利本荘市では、新たな施設を整備し、受入れを予定しております。)
- ・引き続きごみ減量へのご協力をよろしくお願いいたします。



ポイント②

ごみの運搬効率を上げるため中継施設を設置します



・ごみ処理広域化にあたって、ごみの運搬効率を上げるため中継施設を設置します。

・中継施設では、ごみ収集車が運搬したごみを大型の運搬車両に圧縮・積替し、その車両がごみ焼却施設※へ搬入します。

・ごみ収集車両は、中継施設で荷降ろしすることで、再度ごみ収集作業が可能となり、収集作業時間への影響がなくなります。

※秋田市の新施設の焼却処理方式(溶融、ストーカ式など)は、今後検討されます。

- ごみ中継施設
- ごみ焼却施設※
- ごみ収集車両
- ごみ運搬大型車両

・中継施設は、男鹿市・湯上市・五城目町・八郎湖町・井川町および大湯村のエリアでは湯上市に1施設、由利本荘市のエリアに1施設設置する予定です。

・同地域内で排出される家庭ごみ(燃えるごみ)は、各中継施設で大型運搬車両に積み替えて、秋田市の新処理施設に搬入する予定です。

ポイント③

広域処理にあわせプラスチックごみの分別収集を開始します



・プラスチック資源循環促進法※が令和4年に施行されるなど、資源循環の取組が強化されています。

・まだ実施していない「プラスチックごみ」の分別収集について、広域処理実施にあわせて、すべての自治体がそれぞれ実施することとします。

※プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

